

【構造設備等基準】

○ 構造設備等の基準（法第2条第2項，条例第2条）

| 項目 | 基 準 |
|----------|--|
| 設置場所 | 排水，換気，採光等が十分行え，入場者の衛生に支障ない場所に設置すること。 |
| 施設全般 | <ul style="list-style-type: none"> 十分な耐久性の材料で築造し，喫煙場所の床面は不燃材料又は難燃性材料で築造するなど適当な不燃措置を取ること。 床面は不浸透性材料で，床が地盤面から適当な高さ（概ね0.45m以上）である等防湿上有効な措置を取ること。 清掃及び排水が容易にできる構造であること。 観覧室は舞台等の興行に直接関係する場所を除き，食堂，ロビー，便所及び売店等と隔壁等により区画すること。 食堂，売店又は食品販売設備は，便所の付近等不潔な場所に設けないこと。ただし，手洗場等の次室を設けた水洗便所で衛生上支障ない場合を除く。 入場者の使用に供する座布団等を備える時，清潔で衛生的に保管できる専用の設備を設けること。 適当数の清掃用具及び必要に応じ散水用具を備え，これらをための衛生的に保管できる設備を設けること。 適当数のごみ箱を設けること。 |
| 観覧室 | 入場者の出入，着席及び移動が容易で，入場者の観覧に支障ない構造設備であり，出入口及び観覧席は衛生上支障ない配置及び構造であること。 |
| 喫煙室（喫煙所） | <ul style="list-style-type: none"> 各階に少なくとも1ヶ所設けること。 入場定員に応じた広さであること。 たばこの煙が観覧室に流入しないこと。 注：施設の全部又は一部の階で全面的に禁煙の場合で公衆衛生上支障ないと認められる場合は，この限りでない。 |
| 換気設備 | 内部の汚染空気を排除する等衛生的空気環境を確保するため，適正な機械換気設備又は空気調和設備を設けること。 |
| 照明設備 | <ul style="list-style-type: none"> 入場者の衛生及び興行に支障ない適当な照明機能を有する照明設備を設けること。 観覧室には，映写中又は演劇中であっても床面で照度不足にならないような照明設備を設けること。 |
| 便所 | <ul style="list-style-type: none"> 各階に男女に区分した適当数の便所を設け，入場者にその場所が明らかに分かるよう表示すること。 便所出入口は，直接観覧室に開口しない構造であること。ただし，手洗場所等次室を設けた水洗便所であって衛生上支障ない場合を除く。 水洗便所とすること。ただし，やむを得ない場合，窓等開口部に昆虫の侵入を防止する網戸等の設備を設けた改良便所又はくみ取り便所を除く。 清浄な水を供給できる適当数の流水式手洗設備を設けること。 床面及び床面から概ね1mの高さの内壁は，不浸透性材料で築造し，清掃が容易であること。 |

○ 興行場について講ずべき措置の基準（法第3条第2項、条例第3条）

| 項目 | 基準 |
|-------|--|
| 施設の周囲 | 施設の周囲は、必要に応じ補修を行い、毎日清掃する等衛生上支障のないようにすること。 |
| 施設全般 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設及び設備は、必要に応じ補修を行い、毎日清掃する等衛生上支障のないようにすること。 ・ねずみ、昆虫を防除するため、定期的に巡回点検、防除作業を行うこと。 ・場内は、定期的に消毒すること。 ・防除作業又は消毒時には、その都度実施記録を作成し、当該記録を作成日から2年間保存すること。 ・設備・器具は、定期的に保守点検を行い、常に適正に使用できるよう整備すること。 ・食堂、売店又は食品販売設備は、常に清潔で衛生的に保つこと。 ・清掃用具、散水用具は、専用設備に保管し、その設備は適切に清掃し、常に衛生的に保つこと。 ・入場者の使用に供する座布団等は、常に清潔で衛生的に保つこと。 ・ゴミその他の廃棄物は、適切に搬出し、施設内に放置しないこと。 ・便所は、常に清潔に保ち、臭気を著しく発散させないこと。 |
| 換気設備 | <ul style="list-style-type: none"> ・換気設備は、定期的に保守点検し、故障、破損等の場合、速やかに補修し、常に機能を設計どおり保持し、常時使用できるよう整備すること。 ・屋内の興行場で行う興行（映写、演劇、音楽演奏等）の場合、場内の環境を公衆衛生上良好な状態に保つため、1回の興行が長時間にわたるときは、概ね2時間30分を超えない時間毎に約10分以上の休憩時間を設け、十分な換気を行うこと。ただし、次の場合を除く。 <ul style="list-style-type: none"> ◆映画の興行で2時間30分を超えるフィルム上映の場合で、その上映の前後に十分な換気を行うとき ◆興行時間中も常に十分な換気が行われ、衛生上支障がないとき |
| 照明設備 | <ul style="list-style-type: none"> ・照明設備は、定期的に保守点検し、照度不足、故障等が生じた場合、速やかに交換、補修すること。 ・施設内の照度は、照明設備の機能どおりに適正に保持し、低下させないよう適切に清掃し、常に清潔に保つこと。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・所定の喫煙場所以外での喫煙を禁止すること。 ・ゴミ箱場内を不潔にするおそれがあるものは、ゴミ箱以外の場所に投棄しないよう、場内の適当な場所に掲示すること。 ・伝染のおそれのある疾病にかかっている者又はその疑いがある者は、業務に従事させないこと。ただし、医師の診断により支障がない場合は除く。 |